ACSES ニュースレター_２４３１号（2022 年 12 月 23 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（28 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇雪で車のマフラー埋まり一酸化炭素中毒　わずか 40 分で“危険レベル”到達〈放送報道〉
◇なくならない乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意－最近では金属片が内蔵されたスティックの誤飲も－〈国民生活センター〉／加熱式たばこの誤飲事故１１２件、近年は金属片内蔵の商品も〈Web 報道〉
◇福岡県内で硫黄臭の通報相次ぐ　二酸化硫黄濃度、平常時の数十倍に／福岡の異臭、原因は桜島か　鹿児島から高濃度の二酸化硫黄流れ込む〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・「除雪機の死亡事故」7割が誤使用・不注意～"安全機能ONとエンジンOFF”が生死の分かれ目～〈経済産業省・消費者庁〉
・北朝鮮産シジミを国産と偽装か　福岡県内も関係先を捜索〈放送報道〉
・技能実習生に対するその行為は人身取引です〈厚生労働省〉
◇事故、事件の続報
・福井大調査委が査読問題で 3 人不適切認定〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 366 号）〈官報〉
・救急搬送困難 6088 件　8 月以来の水準、7 週連続増〈Web 報道〉
・マスクのノーズフィットによる顔などへの傷害にご注意〈国民生活センター〉／マスクの中のワイヤでけが　不織布を貫通、目に入る事例も〈Web 報道〉
・ノーモア・ミナマタ近畿訴訟、来年 9 月判決へ　特措法対象外の救済焦点〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[避難訓練]
・令和４年度における弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施〈総務省消防庁〉
[福島原発事故]
・故郷変容に250万円賠償　福島原発事故、指針見直し〈Web報道〉
・福島原発事故の除染土、新宿御苑で再利用へ　環境省が説明会、抗議も〈新聞報道〉
[原子力施設全般]
・原発運転60年超案を了承　福島事故教訓からの転換、規制委／原発「長期利用が合理的」「基本的考え方」改定―原子力委／原発規制、詳細検討は先送り　運転60年超案で規制委〈Web報道〉／運転60年超の原発、世界で実例なし　設計時の耐用年数は40年　配管破れ、腐食で穴...トラブル続発／脱炭素や電力不足を強調する政府コスト、核のごみ…課題山積の原発／原発政策大転換、経産省幹部「神風吹いた」主導したのは首相最側近〈新聞報道〉／規制庁と経産省が「事前調整」　原発運転延長で、市民団体が批判／「やみくもな延長おかしい」原発肯定派住民も疑問―「最高齢」抱える福井・高浜町〈Web報道〉
・再処理工場完成、2年延期へ　24年度上期目標、日本原燃〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]

◇省庁発表　　水仙（スイセン）

[3] 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて<経済産業省>

[4] 消防法施行規則第 19 条第５項第 19 号イ(ホ)の標識の例の掲載について<総務省消防庁>

[5] 危険物の仮貯蔵について

◇「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について（通知)」の改正について<総務省消防庁>

◇ドライコンテナによる危険物の貯蔵について（通知）<総務省消防庁>

[6] 危険物輸送時における発注者（荷主）を主体とした関係事業者間の情報共有について<総務省消防庁>

[7] 健康安全

◇不安や悩みを抱える方への年末年始の相談について<厚生労働省>

[8] 廃棄物関係

◇処分の食材１７５トン　東京五輪、弁当３０万食も―検査院報告<Web 報道>

[9] 温暖化対策関係

◇脱炭素支援国債、4887 億円発行　使い道は原発に水素技術の開発も<新聞報道>

◇パリ協定の目標を達成する際に重要となる温室効果ガス排出源（地域・セクターなど）を特定<国立環境研究所(NIES)>

◇NIES 化学気候モデルによる 1000 アンサンブルシミュレーションのアウトプットを公開しました。<国立環境研究所(NIES)>

[10] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　２件　　［公募結果、意見募集結果］　１件　　［調査結果］　１件

[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　８件　　［開催記録、報告、資料等］　５件

[12] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：14 件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：３件

[付録]

◇「除雪機の死亡事故」7 割が誤使用・不注意～"安全機能 ON とエンジン OFF”が生死の分かれ目～<経済産業省・消費者庁>

◇全て公立校、学習費は 574 万円　幼小中高、18 年度比 33 万円増<Web 報道>

◇儲け話に関する注意喚起<消費者庁>

◇通販サイト、カード会社、宅配便事業者などをかたる偽 SMS・メールに警戒を！－身近な事業者からの不安なメッセージ、じつは危険な“フィッシング”かも－<国民生活センター>

◇「愛してるから投資して」っておかしくない！？－マッチングアプリ等で知り合った人に騙されないためのチェックリスト－<国民生活センター>

◇フレームの材質が表示と異なっていたキャンプ用テント－当該品をお持ちの方は販売元にお問い合わせください－<国民生活センター>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇雪で車のマフラー埋まり一酸化炭素中毒　わずか 40 分で“危険レベル”到達

＜テレ朝 news　2022 年 12 月 21 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/2913531f61f5f7d2d28923268071d2be375a2020

停電のなか、暖を求めて車に入った 27 歳の女性が一酸化炭素中毒の疑いで死亡しました。さらに、75 歳の男性も車の中で死亡しているのが見つかっています。

記録的な雪でまた 1 人、亡くなりました。新潟県長岡市で 75 歳の男性が駐車場に置かれていた車の車内で、ぐったりしているのを近所の人が発見、通報しました。相次ぐ雪の事故…。

近所の人：「急に一気に降ったから…。お手上げです」

除雪車が通った後なのか、21 日も高い雪の壁ができている柏崎市。20 日午後 4 時ごろ、自宅前に止まった軽乗用車の中で荒川紗夜嘉さんが亡くなっているのを近所の人が見付けました。一酸化炭素中毒とみられます。

近所の人：「びっくりして…。遊んでもらった孫は、声が出ない。そういう状況でしたね。足跡もないし隣の人が『俺が見てくる』って言って」「車は全然見えなかった」「(Q.積もっていて）うん。車の中で温まっていたんじゃないかな」

停電のため車内でスマートフォンを充電しながら暖を取っていたという荒川さん…。外は、最低気温が 0℃。冷え込んでいました。発見された当時、コートは着ておらず、厚着ではなかったということです。

柏崎市では、20 日は最大でおよそ 7500 戸が停電。現在もおよそ 1700 戸で停電が続いています。

地元の人：「も一震えていた。電気のありがたさ、しみじみ感じたわ」

18 日から 19 日にかけての柏崎市の様子…。車はすっぽり雪の中に埋まってしまいます。この後も雪は降り続き、20 日の積雪は 91 センチ。この時期としては 38 年ぶりの積雪の多さとなりました。

荒川さんの車のマフラーは雪で埋まっていて、エンジンが止まっていました。警察は荒川さんがそのまま寝てしまい、ガスが充満…。一酸化炭素中毒で死亡したとみています。

JAF 新潟支部長岡基地主任・小林勝也さん：「マフラーから排ガスが出ます。あっという間に雪が積もってきたなということであれば、本当に頻繁に見てもらわないと」

最悪の場合、死に至る一酸化炭素中毒。2013 年には、北海道中標津町で車が立ち往生、一酸化炭素中毒とみられる症状で、親子 4 人が死亡しました。今回、荒川さんの車は、窓がしまった状態だったといいます。

市民防災研究所・坂口隆夫理事：「窓を開けて、中の換気をする。空気中の一酸化素濃度が 1%を超えてしまうと 1 分から 3 分で死亡してしまう」

ただ、一酸化炭素は、においもなく、色もありません。

埼玉慈恵病院・藤永剛副院長：「軽い症状だと頭痛、吐き気がする。そこらへんで、気が付けばいいが、やがて判断力、集中力がなくなり最悪、死に至る病気」

一酸化炭素が体内に入りヘモグロビンと結び付くと、酸素を体内に取り込むのを阻害してしまい、低酸素状態になるそうです。

埼玉慈恵病院・藤永剛副院長：「自分が危険な環境にいるかを認識したほうがいい」

◇なくならない乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意

ー最近では金属片が内蔵されたスティックの誤飲もー

＜国民生活センター　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221221_3.html

「加熱式たばこ」は、たばこ葉やそれを加工したものを燃焼させずに電気的に加熱し、エアロゾル（霧状）化したニコチン等を吸入するたばこ製品で、喫煙後の吸い殻は、そのままごみ箱に捨てても火災の危険はないとされています。

国内では 2013 年 12 月から販売が開始され、2016 年から流行が顕著となっているとされており、一般社団法人日本たばこ協会の統計データによると、2021 年度の加熱式たばこの販売数量は前年度比 111.4%の 460 億本で、紙巻たばこ（937 億本、前年度比 94.8%）の半分程度となっています。

国民生活センターでは、2017 年に加熱式たばこのたばこ葉の入ったスティックやカプセル（以下、「スティッ

ク等」とします。）の誤飲事故について注意喚起（注）を行いましたが、その後も同種事故が後を絶ちません。

医療機関ネットワークには、6 歳未満の乳幼児がスティック等を誤飲したという事故情報が 2017 年度以降の約 6 年間に 112 件寄せられています。

また、近年新たに発売された、誘熱体として金属片が内蔵された加熱式たばこのスティックを誤飲したという事故も、医療機関ネットワークや医師からの事故情報受付窓口に寄せられています。

そこで、これらの事故情報を分析するとともに、加熱式たばこのスティック等のサイズや構造、表示等について調査し、改めて消費者に注意喚起することとしました。

（注）「乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意」（2017 年 11 月 16 日公表）
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20171116_2.html

主な事例

本体に挿したまま置かれていた吸い殻を誤飲。
わずかな間に、ごみ箱に捨ててあった吸い殻を口に入れてしまった。
加熱式たばこのスティックを口にして、たばこ葉の部分がなくなっていた。
加熱式たばこの吸い殻が入った飲み残しの飲料を子どもが飲んでしまった。
ごみ袋から加熱式たばこの吸い殻を取り出してかじっていた。
こたつの上に置かれていた灰皿の吸い殻を誤飲して１日入院。
保護者のかばんの中の吸い殻を誤飲して腹部レントゲンで金属片を認めた。

テスト結果

形状・サイズ等

テスト対象銘柄の半数はそのままで 3 歳未満の乳幼児の口腔内に収まるサイズで、残りの半数でも噛んでしまうと口腔内に収まることが分かりました。

たばこ葉中のニコチン量

すべての銘柄で、1 本分のたばこ葉には吐き気をもよおす可能性がある量のニコチンが含まれていました。

金属片の誤飲に関する注意表示

金属片が内蔵された 2 銘柄には、飲み込むと大けがにつながる旨や、保管方法に関する表示がありましたが、小さい文字で表示されていました。

消費者へのアドバイス

加熱式たばこの誤飲事故を防止するため、スティック等は乳幼児の手や目が届かない場所に保管・廃棄するようにしましょう。

図. 子どもの手の届く範囲

子どもの手が届く範囲は、1 歳児では台の高さが 50cm の場合、台の手前から 40cm までとされています。
台の高さと手の届く範囲を合わせると、1 歳児は約 90cm、2 歳児は約 110cm、3 歳児は約 120cm。
乳幼児が加熱式たばこを誤飲した場合には、水や牛乳などを飲ませず、直ちに医療機関を受診するようにしましょう。
どのようなタイプの加熱式たばこを吸っているのかを周囲の方も把握しておきましょう。

・加熱式たばこの誤飲事故１１２件、近年は金属片内蔵の商品も

＜産経ニュース　2022 年 12 月 21 日＞
https://www.sankei.com/article/20221221-PZUF6TAE3BLK3FHEXFJNDHYFBA/

国民生活センターは２１日、乳幼児が加熱式たばこを誤飲する事故が後を絶たず、近年では金属片を内蔵したものを飲み込む事例も発生しているとして、親族の家に行くなど普段と環境が変わる年末年始を前に注意喚起した。

医療機関ネットワークには平成２９年度から今年１０月の間、６歳未満の加熱式たばこの誤飲事故に関する情報が１１２件寄せられた。０歳児が灰皿にあった吸い殻を誤飲し、ニコチン中毒で入院したケースもあった。

国民生活センターによると、たばこ１本には吐き気などをもよおす可能性がある量のニコチンが含まれている。誤飲した場合、水分にニコチンが溶け出すと体内に吸収されやすくなるとされ、水や牛乳を飲ませないよう呼び

かけている。
また、長さ約１２ミリ、幅約４ミリの薄い金属片が内蔵された商品も昨年から販売され、飲み込むと口や臓器を傷つける恐れがある。

◇福岡県内で硫黄臭の通報相次ぐ　二酸化硫黄濃度、平常時の数十倍に
＜毎日新聞　2022 年 12 月 21 日＞　https://mainichi.jp/articles/20221221/k00/00m/040/045000c
21 日朝から福岡市消防局に「硫黄のようなにおいがする」と通報が相次いだ。同消防局は通報があった中央区や南区の現場に出動したが火災などは確認されず、原因は分かっていない。福岡市の大気観測データでは、早朝から二酸化硫黄の濃度が上昇。午前 9 時の時点で地域によって平常時の数倍～数十倍に達したが、福岡県によると環境基準は下回っており、今後の観測状況を注視している。
福岡管区気象台は福岡県大野城市や春日市でも硫黄臭があるとの情報を確認し、原因を調べている。SNS（ネット交流サービス）には佐賀県鳥栖市からも同様の書き込みがあり、広範囲に及んだ可能性がある。西部ガスにも通報が相次いだが、施設の異常は見当たらなかった。
福岡県環境保全課によると、一般的に二酸化硫黄は燃料を燃やした際や火山活動で発生するという。

・福岡の異臭、原因は桜島か　鹿児島から高濃度の二酸化硫黄流れ込む
＜朝日新聞　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDP63MOQDPTIPE01M.html
福岡市で 21 日朝から、「硫黄のような臭いがする」という通報が消防などに相次いだ。隣接する福岡県春日市や佐賀県まで、広範囲にわたって異臭が確認された。研究者は、鹿児島県の桜島が原因とみている。
福岡市環境局によると、市内の二酸化硫黄（SO2）の濃度が午前 7 時ごろから上昇。普段は 0・001ppm 前後だが、午前 9 時に 20 倍にあたる 0・023ppm を観測した。佐賀県鳥栖市周辺でも午前 8 時に 0・018ppm、同県基山町周辺でも 0・017ppm を観測した。
SO2 は石油や石炭などを燃やしたときに発生するほか、火山ガスにも含まれていて、気管支炎やぜんそくを引き起こすことがある。また、森林や湖などに影響を与える酸性雨の原因物質ともいわれる。
福岡県は「県内の数値は環境基準の半分程度なので、健康被害の心配はない」としている。
大気環境に詳しい九州大の竹村俊彦・主幹教授は「前夜に鹿児島にあった比較的高濃度の SO2 が、福岡方向へ流れ込んでいた。このことから、異臭は桜島から出た SO2 が起源であることが示される」と分析する。
20 日午後 9 時、桜島の南東…

◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031634/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_221222_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：93 件
うち重大事故等として通知された事案：33 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031635/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_221222_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く)：１件
(2)事故情報(食中毒情報)：７件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：42件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：10件

・**「除雪機の死亡事故」7割が誤使用・不注意**

～"安全機能ONとエンジンOFF" が生死の分かれ目～
＜経済産業省　2022年12月22日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221222002/20221222002.html
＜消費者庁　2022 年 12 月 22 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_066/index.html
毎年冬になると除雪機による事故が発生しています。
今年の冬は日本海側を中心に降雪量が平均並みか多いと予想されており、除雪機を使用する機会が増えるため、よりいっそうの注意が必要です。
除雪機は、安全機能を無効化しない、状況に応じてエンジンを切るなど、取扱上の注意を守って使用しましょう。
-----＞ 末尾［付録］

・北朝鮮産シジミを国産と偽装か　福岡県内も関係先を捜索
＜NHK　2022 年 12 月 21 日＞　https://www3.nhk.or.jp/fukuoka-news/20221221/5010018542.html
北朝鮮から不正に輸入したシジミを国産と偽って全国各地で販売したとして、警察は不正競争防止法違反の疑いで山口県の商社など各地の関係先を一斉に捜索しました。
この事件で福岡県内でも福岡県警察本部が２１日複数の関係先に捜索に入ったことが捜査関係者への取材でわかりました。
このうち新宮町にある会社の事務所や隣接する住宅では福岡県警の捜査員が乗った車が次々に敷地内に入っていき、午前１０時前、捜索が始まりました。
この事件では、福岡のほか、山口県下関市の商社「アイコー」や、水産物加工・販売会社、「満珠水産」の役員宅、それに茨城、埼玉、東京の水産会社などが一斉に捜索を受けました。
捜査関係者によりますと、これらの会社は北朝鮮から日本に不正に輸入したシジミを各地の水産会社などを通じて国産と偽って販売したとして、不正競争防止法違反の疑いがあるということです。
捜索先は異例の数十か所に上り、捜査関係者によりますと、捜索の対象となった商社や水産会社などでつくる国内のネットワークを通じて北朝鮮に資金が流れている疑いもあるということです。
警察は、押収した資料を分析するなどして実態の解明を進めることにしています。

・技能実習生に対するその行為は人身取引です
＜厚生労働省　2022年12月22日＞
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/leaflet_kijun.html
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/221222-1.pdf

---

◇*事故、事件の続報*
・福井大調査委が査読問題で 3 人不適切認定
＜共同通信　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.47news.jp/news/8715945.html
福井大教授が自らの論文の査読に関わっていた問題で、大学の調査委員会は 20 日、教授ら計 3 人に「不適切な行為」があったと認定する調査結果報告書を発表した。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*
・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 366 号）
［官報］　令和 4 年 12 月 21 日　号外　第 273 号　39～40 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221221/20221221g00273/20221221g002730039f.html

---

・救急搬送困難 6088 件　8 月以来の水準、7 週連続増
＜共同通信　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.47news.jp/news/8716642.html
総務省消防庁は 20 日、救急車の到着後も搬送先が決まらない「救急搬送困難事案」が、12～18 日の 1 週間に

全国の主な 52 消防で計 6088 件あったと発表した。前週から 11%増で、7 週連続の増加。1 週間で 6 千件を超えたのは新型コロナウイルス感染「第 7 波」だった 8 月 15～21 日以来となる。

このうち、発熱や呼吸困難といったコロナの疑いがある事案は、前週から 12%増の 1765 件で 4 週連続の増加。コロナ疑い以外の事案は 11%増の 4323 件だった。

医療機関に受け入れ可能かどうか 4 回以上照会し、救急隊の到着から搬送開始まで 30 分以上かかった件数を集計した。

・マスクのノーズフィットによる顔などへの傷害にご注意

＜国民生活センター　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221221_4.html

マスクは、花粉や粉じんなどの微粒子、インフルエンザなどの感染症の原因であるウイルス吸入を物理的に遮断するためのものとして広く用いられており、近年では新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、日常生活での必需品となっています。

今年度に入り、子どもが不織布マスクを使用したところ、鼻の近くに擦り傷を負ったという事故が発生し、消費生活センターからの依頼を受けてテストしました。鼻付近でマスクを顔の形に隙間なくフィットさせ、それを維持するための「ノーズフィット」（「ノーズワイヤー」、「ノーズフィッター」とも呼ばれます。）に使われている金属製のワイヤーの端部がマスクの不織布を突き破り、顔を傷つけたものと考えられました。なお、同様の事故は過去にも起こっており、当センターでは結果を公表しています。

PIO-NET には、2017 年度以降の 5 年半あまりにマスクのノーズフィットでけがをした、あるいはそのおそれがあったとする相談が 25 件あり、中には、ノーズフィットの先端が目に入ったという事例もありました。

そこで、市販されている一般用の不織布マスク 25 銘柄のノーズフィットについて、形状や材質、表示等を調べ、消費者に情報提供することとしました。

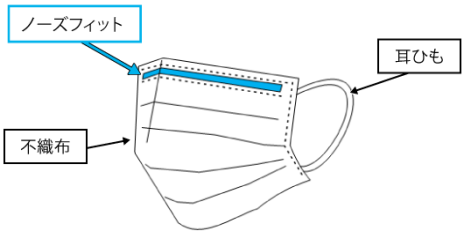

図．不織布マスクの構造

PIO-NET に寄せられた相談

ノーズフィットの端で子どもが目の下にけがをした。

マスクを捨てる際に丸めたところ、鼻部分の針金が出てけがをするところだった。

マスクから出ていたワイヤーが眼に入った。

マスクを着用したらワイヤーが外れた。

消費生活センターの依頼により実施した商品テスト事例

消費生活センターから依頼を受け商品を調査したところ、金属製のワイヤーが使われているノーズフィットの端部が不織布から飛び出した状態であったため、着用のためノーズフィットを変形させたことで、端部が飛び出し、顔に接触して擦り傷を負ったものと考えられました。

テスト結果

ノーズフィットの材質や構造等

樹脂製、金属製のノーズフィットの端部は尖っノーズフィットを固定している不織布は、表側、裏側で枚数が異なるものがあり、中には顔に接する側が 1 枚のものもありました。

顔に接する側の不織布の枚数が少ないほど、マスクのノーズフィットが顔などを傷つける可能性が高いと考えられました。

マスクの使用を想定したテスト

マスクを縦に半分に折りたたむ操作を繰り返したところ、ノーズフィットの端部が不織布を貫通したり、不織布が剥がれてノーズフィットが露出するものがありました。

ノーズフィットの材質に係る表示

ノーズフィットに金属が使われているものでは、材質表示に金属の記載がないものや、ノーズフィットの材質表示自体がないものもありました。

ノーズフィット端部の尖った部分によりけがをする可能性があることを使用上の注意等に記載しているものはありませんでした。

消費者へのアドバイス

不織布マスクのノーズフィットの材質や形状、マスクの構造によっては、ノーズフィットの端部により皮膚や眼を傷つけることがあります。マスクを着用する際や着用中に調整する際には、ノーズフィットの端部をよく確認しましょう。

マスクを着け外しする際や廃棄するときなどにノーズフィットを折り曲げるときには、ノーズフィットの端部の鋭く尖った部分が不織布を貫通したり、突き出したりすることにより、それに触れやすくなりますので、取扱いには注意しましょう。

ており、金属製のワイヤーを樹脂で　覆業界・事業者への要望

不織布マスクのノーズフィットの端部が不織布を貫通したり、突き出たり、不織布の剥がれにより露出することがあるものでは、皮膚や眼を傷つける可能性があります。構造や材質等、設計の見直しによる改善を要望します。

不織布マスクのノーズフィットでけがをする可能性を注意表示に記載するよう要望します。ったものでは端部からワイヤーの鋭い末端が露出していました。

・マスクの中のワイヤでけが　不織布を貫通、目に入る事例も

＜共同通信　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.47news.jp/news/8721750.html

国民生活センターは 21 日、マスクを顔に密着させるため鼻の部分に内蔵されているワイヤが不織布を貫通してけがをする事例が起きていると発表した。全国の消費生活センターに寄せられた相談の中には「先端が目に入った」という事例もあり、注意を呼びかけた。

国民生活センターが行ったテストによると、樹脂や金属でできたワイヤを着用や収納のため何度か変形させると、先端が飛び出すことがあった。

各地の消費生活センターには 2017 年度以降、「小学生の子どもが目の下にけがをした」「針状のものが飛び出て目に入り充血した」など 25 件の相談があった。

・ノーモア・ミナマタ近畿訴訟、来年 9 月判決へ　特措法対象外の救済焦点

＜朝日新聞　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDP6G3PQDPPTIL007.html

水俣病被害者救済法（特措法）に基づく救済を受けられなかったのは違法だとして、大阪府などに住む 130 人が国や熊本県、原因企業チッソに 1 人あたり 450 万円の損害賠償を求めた「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」が 21 日、大阪地裁（達野ゆき裁判長）で結審した。判決は来年 9 月の予定。特措法で救済対象外とされた人たちの集団訴訟では、初めての司法判断が示される見通しだ。

2009 年成立の特措法は、チッソがメチル水銀を含む排水を止めた 1968 年までに 1 年以上、不知火海沿岸の一部地域に住んだことなどを救済の条件とする。対象外の地域に住んでいた原告らは「不合理な線引きだ」と主張。国などは不法行為から 20 年たつと賠償請求権が消える「除斥期間」が適用されるなどとし、請求の棄却を求めた。

達野裁判長らは今年 9 月、原告側の求めに応じ、健康被害が広がった不知火海などを現地視察した。

同種訴訟は熊本、東京の両地裁でも係争中で、原告は計 1634 人。原告側は、熊本訴訟でも、裁判官が現地を視察するよう求めている。

□*大災害、原発事故対策*

[避難訓練]

・令和４年度における弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施

＜総務省消防庁　2022 年 12 月 22 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221222_kokuunn.pdf
令和４年度における､弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を国と共同で実施する予 定の地方公共団体について、新たに岐阜県海津市が訓練実施団体に加わりましたので、 お知らせします。・・・・・

[福島原発事故]

・故郷変容に 250 万円賠償　福島原発事故、指針見直し
＜共同通信　2022 年 12 月 20 日＞　https://www.47news.jp/news/8715138.html
　文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は 20 日、東京電力福島第 1 原発事故の賠償基準として国が定めた「中間指針」を見直し、居住制限区域と避難指示解除準備区域では長期避難でふるさと（生活基盤）が変容したとして、新たに住民 1 人当たり 250 万円の賠償を認めることを決めた。また、事故直後に過酷な避難を強いられた第 1 原発 20 キロ圏の住民には 30 万円を加算する。
　中間指針の第 5 次追補として取りまとめ、見直しは 2013 年 12 月以来。東電の追加賠償は、総額 5 千億円前後に達する見込み。
　福島県では事故から 11 年以上が過ぎてなお、計 2 万 7 千人超が避難生活を続けている。

・福島原発事故の除染土、新宿御苑で再利用へ　環境省が説明会、抗議も
＜朝日新聞　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDP75GTQDPOXIE01C.html
---

[原子力施設全般]

・原発運転 60 年超案を了承　福島事故教訓からの転換、規制委
＜共同通信　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.47news.jp/news/8719466.html
　原子力規制委員会は 21 日、定例会合を開き、原発の運転開始 30 年後からは、10 年以内ごとに設備の劣化を審査し、60 年超運転を認める新たな規制制度案を了承した。原発を推進する政府方針を追認する形で、東京電力福島第 1 原発事故を教訓に定められた規制制度が転換することになる。
　運転期間を巡っては、経済産業省が再稼働に向けた新規制基準適合審査による停止期間などを除外し、運転開始 60 年を超える稼働を可能にする法整備を検討。規制委は意見公募や電力会社との意見交換を経て、運転の上限 60 年などを定めた原子炉等規制法の改正案をまとめる。来年の通常国会への提出を目指す。

・原発「長期利用が合理的」「基本的考え方」改定―原子力委
＜時事ドットコム　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022122100978&g=eco
・原発規制、詳細検討は先送り　運転 60 年超案で規制委
＜共同通信　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.47news.jp/news/8721359.html

・運転60年超の原発、世界で実例なし　設計時の耐用年数は40年　配管破れ、腐食で穴...トラブル続発
＜東京新聞　2022 年 12 月 9 日＞　https://www.tokyo-np.co.jp/article/218838

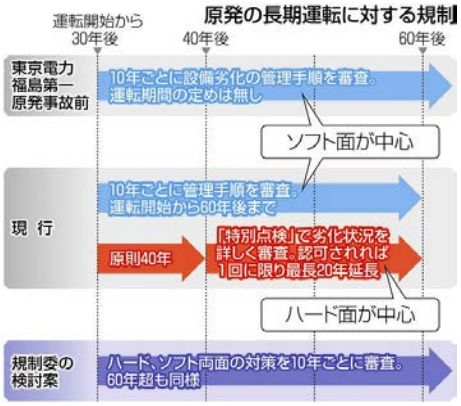

・脱炭素や電力不足を強調する政府　コスト、核のごみ…課題山積の原発

＜朝日新聞　2022 年 12 月 23 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDQ74FWQDQULFA00C.html
・原発政策大転換、経産省幹部「神風吹いた」　主導したのは首相最側近
＜朝日新聞　2022 年 12 月 23 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDQ6F72QDQULFA00F.html

・規制庁と経産省が「事前調整」　原発運転延長で、市民団体が批判
＜共同通信　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.47news.jp/news/8721905.html
・「やみくもな延長おかしい」　原発肯定派住民も疑問―「最高齢」抱える福井・高浜町
＜時事ドットコム　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022122100985&g=soc

---

・再処理工場完成、2 年延期へ　24 年度上期目標、日本原燃
＜共同通信　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.47news.jp/news/8719806.html
日本原燃が青森県六ケ所村で建設中の使用済み核燃料再処理工場の完成時期について、従来目標を約 2 年延期し、2024 年度上期の早い時期とする方向で検討していることが 21 日、自治体などの関係者への取材で分かった。従来目標は 22 年度上期だったが、原燃は 9 月、完成時期を示さないまま、26 回目となる延期を公表していた。
26 日に関係自治体に報告する方針。原燃は 21 日、「正式に決定した事項はなく、引き続き検討中」とコメントした。六ケ所村は同社からの説明はないとし「コメントは差し控えたい」とした。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022年12月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29987.html
・新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022年12月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29986.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年12月22日版）
＜厚生労働省　2022年12月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29985.html

◇7 週連続で日本が世界最多　コロナ新規感染、前週比 23%増
＜共同通信　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.47news.jp/news/8722716.html
世界保健機関（WHO）の新型コロナウイルス感染症の集計で、12～18 日の週間感染者数が日本は前週比 23%増の 104 万 6650 人で、7 週連続で世界最多となった。次いで多いのは 9%増で 45 万人の韓国、3%減で 44 万人の米国だった。
同期間の週間死者数は、前週比 13%減で 2658 人の米国が世界最多。2 番目に多い日本は 19%増の 1617 人だった。世界全体の週間感染者数は前週比 3%増の 373 万人、死者数は 6%減の 1 万 482 人だった。

◇コロナ致死率、60、70 代は 0.18%　昨夏以降低下　厚労省公表
＜朝日新聞　2022 年 12 月 21 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/9d5dfd1dde766b3a362d592d8cc1f737acc34f15
厚生労働省は 21 日、新型コロナウイルスのオミクロン株が流行した今年 7、8 月の 60、70 代の致死率が 0・18%だったと公表した。デルタ株が流行した第 5 波（2021 年 7～10 月）が 1・34%、オミクロン株に変異した初期の第 6 波（22 年 1、2 月）は 0・70%だったが、致死率は大きく下がってきている。
コロナの感染症法上の位置づけをめぐり、季節性インフルエンザと同じ「5 類」に変更するか議論が進められるなか、厚労省は今回のデータを参考にしていきたい考えだ。
茨城、石川、広島の 3 県の協力を得て、コロナ対策を厚労省に助言する専門家組織の会合で厚労省が示した。コロナの致死率が下がった要因としては、ウイルスの変異やワクチン接種率の上昇があげられる。資料によると、

60、70 代ではデルタ株が流行した第５波（21 年７～10 月）が１・34%だったが、オミクロン株に変異した初期の第６波（22 年１、２月）は０・70%、7、８月には０・18%になった。

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application について更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

・第 111 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和４年 12 月 21 日）を掲載しました

＜厚生労働省　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-cAbkXK-H7SGluRY

****

[3] 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて（令和４年 12 月７日基発 1207 第３号）

＜経済産業省　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221213K0100.pdf

基発 1207 第３号

令和４年 12 月７日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

標記について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の４第１項の規定に基づき届出のあった化学物質及び同条同項の既存の化学物質として政令に定める化学物質のうち、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについて、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成５年５月 17 日付け基発第 312 号の３の別添１。以下「指針」という。）の対象物質に追加することとし、別添により関係事業者団体に対して、指針に基づく措置を講ずるよう周知していただきたい旨要請したところである。

ついては、貴職におかれても、管内の事業者に対して、別添の別紙１に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知されたい。

○別添　→ https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221213K0101.pdf

基発 1207 第２号

令和４年 12 月７日

（別紙の団体の長）　殿

厚生労働省労働基準局長

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件に関し、これまで、

1. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の４第１項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）のうち、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たもの（合計 1,052 物質）
2. 法第 57 条の４第１項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、有害性の調査結果等により、強度の変異原性が認められたもの（合計 244 物質）

については、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成５年５月 17 日付け基発第 312 号の３の別添１。以下「指針」という。別添参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第 57 条の４第３項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（令和３年厚生

労働省告示第 413 号、令和４年厚生労働省告示第 84 号、第 214 号及び第 299 号）により、807 物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙１に掲げる計 33 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙１に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いします。

（別紙）
一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会
化成品工業協会
農薬工業会
日本製薬団体連合会
日本製薬工業協会

****

[4] <u>消防法施行規則第 19 条第５項第 19 号イ(ホ)の標識の例の掲載について</u>　［事務連絡］

＜総務省消防庁　2022 年 12 月 12 日＞
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/ba14c35414d535fa06665068b5b925a2e937cf95.pdf

事務連絡
令和４年 12 月 12 日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部　　御中

消防庁予防 課

消防法施行規則第 19 条第５項第 19 号イ(ホ)に規定する標識の例の掲載について

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和４年総務省令第 62 号）による改正後の消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）第 19 条第５項第 19 号イ(ホ)に規定する標識について、「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドラインの策定について」（令和４年 11 月 24 日付け消防予第 573 号）別紙１「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン」第９に示した標識の例の電子データを下記のとおり消防庁ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただくようお願いします。

記

１ URL（消防庁ホームページ）
https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/nisannkatannso/anzentaisaku.html
２ 標識の例
別紙のとおり

別紙

＜標識の例１＞
日本産業規格A8312(2021)の図Ａ．１の標識（サイズ※：Ａ３）

※ Ａ３サイズで出力することができない場合は、「Ａ４サイズで出力する場合はこちら（４分割）」から出力し、のりしろに従ってつなぎ合わせてください。

＜標識の例２＞

「二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること」及び「消火剤が放射された場合は、当該場所に立ち入ってはならないこと」を記載した標識（サイズ：Ａ４）

この室は、
二酸化炭素消火設備が設置されています。
消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。
消火ガスが放出された場合は入室しないこと。
室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを
確認すること。

****

[5] *危険物の仮貯蔵について*

◇「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について（通知）」の改正について

＜総務省消防庁　2022 年 12 月 13 日＞　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20221213_ki275.pdf

消防危第 275 号
令和４年 12 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長　　殿

消防庁危険物保安室長

「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について（通知）」の改正について

タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵において、仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で繰り返して仮貯蔵を承認することについては、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」（平成４年６月 18 日付け消防危第 52 号。以下「52 号通知」という。）により運用をお願いしているところです。

今般、消防庁において開催された「危険物輸送の動向を踏まえた安全対策の検討会」の結果を踏まえ、別添のとおり 52 号通知を改正します。

今回の改正は、昨今の感染症の世界的流行の影響により危険物を収納したタンクコンテナを輸送する船舶の入出港に大幅な遅延が発生したことを踏まえ、仮貯蔵の承認を繰り返す場合の要件に、感染症等の影響など申請者等の責によらないものを明記し、また、危険物を収納したドライコンテナ等についても 52 号通知が適用できる旨を追加したものです。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【送付物一覧】

・タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵について（通知）※改正後

・参考資料「タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵について（通知）」新旧対象表

消防危第 52 号
平成 4 年 6 月 18 日
改正 令和４年 12 月 13 日消防危第 275 号

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵について(通知)

危険物を収納したタンクコンテナ又は箱型のコンテナ（ドライコンテナ、リーファーコンテナ等）(以下「タンクコンテナ等」という。）を、荷積み待ち等により一定の場所に相当時間とどめる場合は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 10 条第 1 項ただし書の規定により所轄消防長又は消防署長の承認を受けて仮貯蔵が行われているところであるが、近年、技術革新、国際間の流通の活性化等に伴い、タンクコンテナ等による危険物の輸送が増加しており、今後もその傾向が続くものと予想される。

このため、タンクコンテナ等の安全性及びその輸送行程の複雑さに鑑み、タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵における技術上の基準等について別紙のとおり指針を定めたので、今後はこの指針を参考にし、下記に留意のうえ各地の実情に即して仮貯蔵の承認に係る事務を迅速に遂行するよう貴管下市町村に示達され、よろしく御指導願いたい。

記

1　申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナ等を仮貯蔵する場合は、1 の仮貯蔵とすることができること。

2　タンクコンテナ等の安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

3　仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書類とするが、必要最小限にとどめ、申請者に過重な負担をかけないようにすること。

(1)　屋外での仮貯蔵
当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

(2)　屋内での仮貯蔵
(1)に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表わした図

4　原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

5　次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

(1)　複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込むために、桟橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合

(2)　コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合

(3)　車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

別紙

タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵における技術上の基準等に係る指針

第１　屋外における仮貯蔵

１　仮貯蔵場所

(1) 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。

(2) 仮貯蔵場所の周囲には、３メートル以上の幅の空地を保有すること。ただし、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）第９条第２項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料（危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 10 条に定める不燃材料をいう。以下同じ。）で造った防火上有効な塀を設けることにより、消防長又は消防署長が安全であると認めた場合は、この限りでない。

(3) 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

２　標識及び掲示板

(1) 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵場所」である旨を表示した標識を設けること。

(2) 掲示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

３　消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて政令別表第５に掲げる第４種又は第５種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

４　仮貯蔵中の火災予防に係る事項

(1) 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。

(2) 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

(3) 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。

(4) タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までは６メートル以下とすること。

(5) タンクコンテナ等の相互間には、点検のための間隔を設けること。

(6) 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及び (1)から(5)までを確認すること。

第２　屋内における仮貯蔵

１　仮貯蔵場所

(1) 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号)第２条第７号の耐火構造をいう。）又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火戸（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号)第 109 条第１項に規定する防火戸をいう。）を設けた専用室とすること。

(2) (1)の専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

２　その他

前記第１の２から４までの例によること。

◇ドライコンテナによる危険物の貯蔵について（通知）

＜総務省消防庁　2022 年 12 月 13 日＞　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20221213_ki283.pdf

消防危第 283 号

令和４年 12 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長

東京消防庁・各指定都市消防長　　殿

消防庁危険物保安室長

ドライコンテナによる危険物の貯蔵について（通知）

ドライコンテナによる危険物の貯蔵については、これまで「コンテナに収納した危険物の貯蔵、取り扱いにつ

いて」（昭和 45 年６月 29 日付け消防予第 136 号）により、屋外貯蔵所における貯蔵を認めていなかったところです。

しかしながら、物流の効率化や危険物情報の伝達、新たな輸送形態の扱い等、危険物輸送に関する課題や要望が関係業界団体等から示されたことから、消防庁では「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」を開催し、ドライコンテナによる危険物の貯蔵等について検討してきました。

今般、検討会の結果を踏まえ、ドライコンテナ（危険物を収納し、施錠により容易に開封できないものに限る。）による危険物の貯蔵に係る運用について取りまとめましたので、貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

また、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知おき願います。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法
危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）・・・・告示

記

１　ドライコンテナによる危険物の貯蔵に係る運用

ドライコンテナにより危険物を屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

⑴ ドライコンテナは、輸送するために危険物を収納したもので、輸送途上（貯蔵及び運搬の間）であって、かつ、常時施錠されており、容易に解錠して危険物を出し入れすることができないものであること。

⑵ ドライコンテナ内に収納している危険物について、規則第 44 条第１項各号に定める表示を当該ドライコンテナの外側の見やすい箇所に行ったものであること。

２　設置許可等に係る留意事項について

⑴ 設置又は変更許可申請時の確認事項について

ア　危険物の品名、数量については、想定される全ての品名及び最大数量とすること

イ　既設の貯蔵所の場合は、既に許可を受けている危険物の品名及び数量の範囲内であれば変更許可等の手続きは要しないこと。なお、ドライコンテナを置くことで当該範囲を超える場合は、貯蔵所の位置、構造、設備について変更が生じる可能性があることに留意すること。

ウ　予防規程を定める必要がある場合は、予防規程にドライコンテナによる危険物の貯蔵等について定めること。

（参考）予防規程記載例

第〇条　ドライコンテナによる危険物の貯蔵等

ドライコンテナにより危険物を貯蔵する場合は、次によることとする。

⑴　ドライコンテナは、それ自体を輸送することを目的として保管しているものであり、倉庫として物品を出し入れする等の目的外使用はしないこと。

⑵ ドライコンテナは常時施錠され、貯蔵所内で開封することがないこと。

⑶ ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ることとし、かつ、地盤面からコンテナの頂部までの高さが６メートルを超えないこと。

⑷ ドライコンテナ外部の見やすい箇所に、同コンテナ内に収納している危険物の品名、危険等級、化学名（第四類で水溶性のものは化学名及び「水溶性」）、数量及び危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）の表示が行われていること。

⑸ ドライコンテナを複数置く場合は、相互間に点検等のための間隔を設けること。

⑵ 貯蔵に係る留意事項について

ア　ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ることとし、かつ、地盤面からド

ライコンテナの頂部までの高さが 6 メートルを超えないこと。

イ　ドライコンテナの外側に行う表示は、収納する危険物が同一の品名のものについては重複した表示とすることを要せず、その数量については当該ドライコンテナ内の数量の内訳を記載したうえで合算した表示とすることで支障ないこと。（別図参照）

３　その他

⑴ 立入検査時等におけるドライコンテナ内の危険物の品名及び数量の確認については、当該ドライコンテナ外部の表示や設置者の保管する資料で確認することで支障ないこと。

⑵ １によらない事実が認められた場合は、適切に貯蔵するよう指導すること。なお、指導に当たり疑義が生じた場合は、消防庁危険物保安室に相談すること。

⑶ 告示第 68 条の２の２に規定する鋼製のコンテナについては、当該コンテナを含めて容器としているため、本通知によらず屋外貯蔵所等へ貯蔵することができること。

⑷ 「コンテナに収納した危険物の貯蔵、取り扱いについて」（昭和 45 年６月 29 日付け消防予第 136 号）は廃止する。

別図

危険物を収納したドライコンテナを屋外貯蔵所に貯蔵する場合の例

１ 軽油をドライコンテナ（ドラム缶（10 本））とドラム缶（10 本）で貯蔵する場合の例

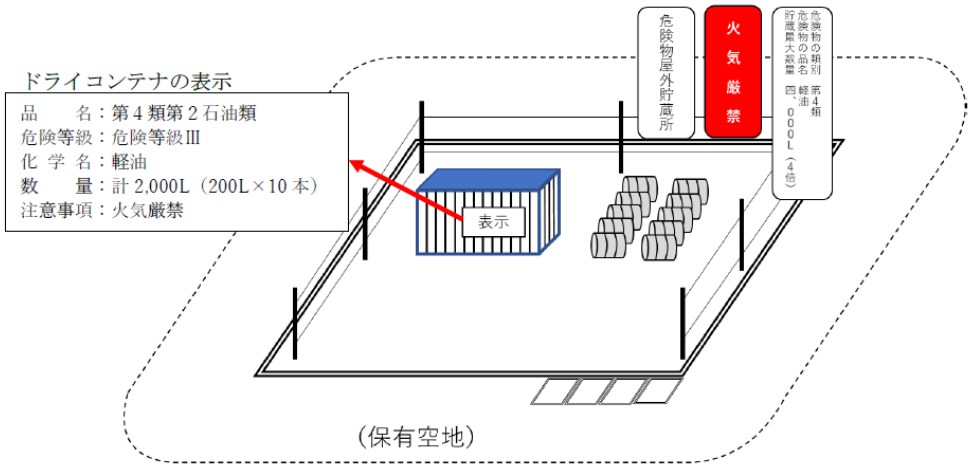

図１ 屋外貯蔵所でのドライコンテナによる貯蔵のイメージとコンテナの表示例①

２ ドライコンテナにより軽油（ドラム缶（５本））とアルコール（20L×50 缶））を貯蔵し、ドラム缶（10 本）で軽油を貯蔵する場合の例

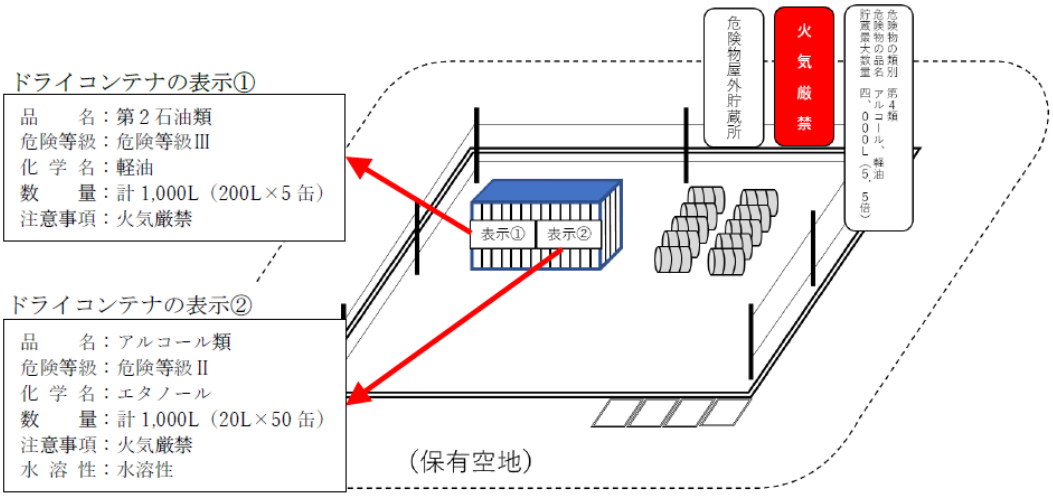

図２ 屋外貯蔵所でのドライコンテナによる貯蔵のイメージとコンテナの表示例②

****

[6] 危険物輸送時における発注者（荷主）を主体とした関係事業者間の情報共有について

＜総務省消防庁　2022 年 12 月 12 日＞　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/221213_kiho_277.pdf

消防危第 277 号

令和４年 12 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長

東京消防庁・各指定都市消防長　　殿

消防庁危険物保安室長

危険物輸送時における発注者（荷主）を主体とした関係事業者間の情報共有について

消防庁では、令和２年２月に東京都品川区で発生した危険物の流出事故を受け、危険物の輸送等を行う事業者団体へ「港湾地区での危険物輸送時における関係事業者間での情報共有について」（令和２年３月 19 日付け消防危第 70 号）により、危険物輸送に係る情報共有の徹底をお願いしてきたところです。

危険物を運搬する場合は、当該物品の特性を十分に把握し、消防法令を遵守徹底するとともに、流出事故が発生した場合には、当該物品の危険性に応じて、関係事業者において適切な応急対応及び消防機関への情報提供を実施することが重要ですが現在のところ適切な情報共有が必ずしも行われていない状況を踏まえ、実効性のある関係事業者間における情報共有のあり方について、「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」により調査・検討を行ってきました。

今般、本検討会において、荷物の危険物情報を把握する発注者（荷主）から通関手続き業者へはほぼ確実に危険物情報が伝達されているものの、その他の関係事業者への伝達は必ずしも十分に行われていないなどの状況がわかりました。

このことについては、別紙のとおり関係業界団体に依頼しているところですのでお知らせします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨周知されますようお願い申し上げます。

別紙

消防危第 277 号

令和４年 12 月 13 日

一般社団法人日本化学工業協会会長

一般社団法人日本化学品輸出入協会会長　　殿

消防庁危険物保安室長

危険物輸送時における発注者（荷主）を主体とした関係事業者間の情報共有について（依頼）

平素から危険物行政への御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、消防庁では、令和２年２月に東京都品川区で発生した危険物の流出事故を受け、危険物の輸送等を行う事業者団体へ「港湾地区での危険物輸送時における関係事業者間での情報共有について」（令和２年３月 19 日付け消防危第 70 号）により、危険物輸送に係る情報共有の徹底をお願いしてきたところです。

危険物を運搬する場合は、当該物品の特性を十分に把握し、消防法令を遵守徹底するとともに、流出事故が発生した場合には、当該物品の危険性に応じて、関係事業者において適切な応急対応及び消防機関への情報提供を実施することが重要ですが現在のところ適切な情報共有が必ずしも行われていない状況を踏まえ、実効性のある関係事業者間における情報共有のあり方について、貴協会にご協力をいただき、「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」により調査・検討を行ってきました。

今般、本検討会において、荷物の危険物情報を把握する発注者（荷主）から通関手続き業者へはほぼ確実に危険物情報が伝達されているものの、その他の関係事業者への伝達は必ずしも十分に行われていないなどの状況がわかりました。

つきましては、調査検討結果をご参考にして頂き、下記２点について加盟会社に対して、この旨周知くださいますようお願いします。

記

１　輸送事業者がイエローカードの携行を徹底できるよう、発注者（荷主）から当該事業者に対して荷物の危険物情報を適切に伝達すること。

２　輸送前後（例えば、輸送途中での港湾バースにおける一時保管等）で危険物の貯蔵・取扱いを行う事業者において適切な貯蔵・取扱いが徹底されるよう、発注者（荷主）から当該事業者に対して危険物情報を適切に伝達すること。

（参考）

危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討報告書（令和４年 12 月）

第３章コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法（P19～P28）

HP：https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-123/01/houkokusho.pdf

****

[7] ***健康安全***

◇不安や悩みを抱える方への年末年始の相談について

＜厚生労働省　2022年12月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29740.html

厚生労働省は、年齢、性別を問わず、不安や悩みを抱える方へ自殺防止のための相談窓口を設置しています。

※相談窓口の情報は、厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」でわかりやすく紹介しています。

こちらの相談窓口につきましては、年末年始の間も、一部を除き電話やＳＮＳによる相談対応を継続して行う予定です。

別添「不安や悩みを抱える方への相談窓口について（年末年始の対応）」

https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001026778.pdf

各報道機関の皆様にも、年末年始における相談窓口の周知について特段のご協力をお願い致します。

【厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」】

不安や、生きづらさを抱える方への電話やSNSの相談窓口を分かりやすく紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

****

[8] ***廃棄物関係***

◇処分の食材１７５トン　東京五輪、弁当３０万食も―検査院報告

＜時事ドットコム　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022122100816&g=soc

会計検査院がまとめた東京五輪・パラリンピックの取り組み状況に関する報告書では、選手村で食べられずに処分された食材が１７５トンに上ったなどの事例も盛り込まれた。

報告書によると、選手村メインダイニングホールでの飲食提供は、国際オリンピック委員会（ＩＯＣ）からの要求で、常時約７００種類のメニューを切らすことなく提供。大会期間中の食材総使用量は１２０７トンで、うち可食部分の総量は不明としながらも、骨などの食べられない部分を除いた処分量は１７５トンに上った。大会組織委員会の担当者は「２４時間温かい料理を用意しつつ、食中毒が出ないよう一定時間が経過したものは廃棄していた」と説明した。

また、期間中にボランティアや業者らに提供された弁当約１６０万食のうち、約２割に当たる約３０万食が処分された。当日の勤務状況の変動などが原因という。組織委は処分の際に飼料化やバイオガス化のリサイクルに努めたほか、消費期限が長いパン約１０００食分はフードバンクに提供したという。

新型コロナウイルス感染症対策として購入した医療用マスクやガウンなどの一部（５００万円相当）も期間中に捨てられていた。現場担当者への指示が徹底されておらず、会場撤収後の保管場所の制約などから廃棄された。組織委は、大会終了後に余った医療用消耗品については、東京都や医療関係団体などに無償譲渡して有効活用を図ったとしている。

****

[9] ***温暖化対策関係***

◇脱炭素支援国債、4887 億円発行　使い道は原発に水素技術の開発も
＜朝日新聞　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQDP5DP8QDPULFA01N.html
財務省と経済産業省は 21 日、脱炭素の取り組みを支援するための新しい国債「GX 経済移行債」（仮称）について、2023 年度に 4887 億円を発行すると明らかにした。政府は脱炭素の実現に今後 10 年間で官民合わせて 150 兆円超の投資が必要としている。このうち 20 兆円規模を国債で調達し、企業への補助金などに充てる。
23 年度の当初予算案について、西村康稔経済産業相と鈴木俊一財務相の「大臣折衝」で決まった。
西村経産相は報道陣の取材に対し、「脱炭素をめざしていくうえで大きな投資が必要になる。しっかりと民間の投資を支援していきたい」と述べた。
調達した資金は、燃やしても…

◇パリ協定の目標を達成する際に重要となる温室効果ガス排出源（地域・セクターなど）を特定
＜国立環境研究所(NIES)　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20221215/20221215.html
---

◇NIES 化学気候モデルによる 1000 アンサンブルシミュレーションのアウトプットを公開しました。
＜国立環境研究所(NIES)　2022 年 12 月 15 日＞　https://www.nies.go.jp/doi/10.17595/20221215.001.html
****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（案)」及び「冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（案)」に対する意見公募
＜経済産業省　2022 年 12 月 12 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595122100&Mode=0

◇消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募
＜総務省消防庁　2022 年 12 月 14 日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/221214_yobo.pdf
---

[公募結果、意見募集結果]

◇ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件の一部を改正する告示（案）に対する意見募集の結果について
＜経済産業省　2022 年 12 月 12 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122083&Mode=1

[調査結果]

◇「令和 4 年度消費生活意識調査」（第 3 回)の結果について
＜消費者庁　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031632/
****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（オンライン会議）資料　　12月23日

＜厚生労働省　2022年12月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29981.html
　　資料１－１　諮問書（フィチン酸カルシウム）他６点
・健康・医療・介護情報利活用検討会 健診等情報利活用ワーキンググループ　民間利活用作業班（第10回）の開催（開催案内）　　12月26日
＜厚生労働省　2022年12月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29977.html
（１）民間ＰＨＲサービスの現状と課題に係る調査等について
（２）「データヘルス改革に関する工程表」に基づく進捗について
（３）民間ＰＨＲ事業者団体の設立に向けた調整状況について
（４）その他
・第１６回　保健医療分野AI開発加速コンソーシアム資料　　１２月２３日
＜厚生労働省　2022年12月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29993.html
資料１－１ 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）について（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局提出資料）他９点
・第１６回 保健医療分野AI開発加速コンソーシアム（オンライン）の開催について　　１２月２３日
＜厚生労働省　2022年12月22日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29992.html

・「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について　　12月21日
＜農林水産省　2022年12月21日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221221_5.html
・「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」（第３回）の開催について　　12月23日
＜農林水産省　2022年12月22日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bio_g/221222.html
(1)下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた論点整理（案）について
(2)意見交換
・ヒト受精胚等へのゲノム編集技術等を用いる研究に関する合同会議（再設置：第４回）を開催します
　　12月28日
＜厚生労働省　2022年12月21日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2z_bqu8HcJvQmIFJY
＜文部科学省　2022年12月21日＞
（１）総合科学技術・イノベーション会議報告(第三次報告)を踏まえた関係指針の見直し方針について
（２）その他
・安全科学研究部門講演会　経済成長と環境保全・産業保安の両立
　　～安全科学の新たなる挑戦～　　２月７日
＜産業技術総合研究所(AIST)＞　https://riss.aist.go.jp/symposium2023/

[開催記録、報告、資料等]
・第６回　高速炉開発会議　　１２月６日
＜経済産業省　2022年12月21日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnCadairfzzdHbI
https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy/fr/senryaku_wg/006_haifu.html
・大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議（第４回）配付資料　　12月15日
http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnCadairfzzdHbH
　　資料１：大学院段階における「授業料の受益後納付」制度の創設について（目的・背景）他３点
・革新的GX技術開発小委員会（第１回）の配布資料を掲載しました　　12月20日
＜文部科学省　2022年12月21日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agnCadairfzzdHbJ
1. 議事運営について
2. グリーン分野に関する政策動向について
3. GXを取り巻くアカデミア・産業界の研究開発・技術・産業動向等について
4. 国際動向、技術評価等の視点からの話題提供
5. GX関連重要領域の動向について話題提供

6. 総合討論

・生物多様性条約第 15 回締約国会議第二部、カルタヘナ議定書第 10 回締約国会合第二部及び名古屋議定書第 4 回締約国会合第二部の結果概要について　　12 月 7 日-12 月 19 日

＜環境省　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00995.html

・東京電力福島第一原子力発電所の ALPS 処理水の現状に関する韓国政府向けのテレビ会議説明会を開催しました　12 月 22 日

＜経済産業省　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221222003/20221222003.htm

****

[12] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・サル痘の患者の発生について

＜厚生労働省　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3eT4qdPONOYOMOBY

・飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （陽性確定、千葉県館山市（飼養鳥国内５例目））

＜環境省　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00076.html

・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （陽性確定、宮城県仙台市（野鳥国内 121 例目））

＜環境省　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00075.html

・埼玉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 38 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221221.html

・広島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 42 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221221_2.html

・福岡県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 40 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221221_1.html

・鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

＜農林水産省　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221221_4.html

・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

＜農林水産省　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221221_3.html

・長崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

＜農林水産省　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221222.html

・鹿児島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内39例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

＜農林水産省　2022年12月22日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221222_2.html

・鹿児島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内41例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

＜農林水産省　2022年12月22日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221222_3.html

・福島県伊達市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内20例目）に係る移動制限の解除について

＜農林水産省　2022年12月22日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221222_4.html

・茨城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

＜農林水産省　2022年12月22日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221222_1.html

・野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査（定期糞便採取調査）の結果について（令和４年 11 月分）

＜環境省　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/111063_00002.html

---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・灰色カビ病で新防除法へ期待　抗菌物質、識別し弱体化

＜共同通信　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.47news.jp/news/8722392.html

多くの野菜や果物などに感染して被害をもたらす病原菌「灰色カビ病菌」が、植物がつくる抗菌物質を識別し弱める仕組みを解明したと、名古屋大のチームが 21 日付の国際学術誌に発表した。この仕組みを利用すれば、環境負荷が少ない新たな防除法の開発につながるとしている。

チームは、灰色カビ病菌が、ピーマンの抗菌物質「カプシジオール」や、トマトやジャガイモの抗菌物質「リシチン」をそれぞれ別の反応で弱体化していることを確認した。そこで灰色カビ病菌がカプシジオールを弱体化する際に活性化する特定の遺伝子を壊すと、ピーマンに感染しにくくなることも判明した。

◇*その他*

・学術会議「独立性損なう」と懸念　組織見直し政府方針で梶田会長

＜共同通信　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.47news.jp/news/8719674.html

日本学術会議は 21 日、組織見直しに関する政府方針への対応取りまとめに向けた総会を開いた。政府方針は、会員選考に関わる第三者委員会の設置を盛り込んだほか、首相による実質的な任命権を強調する文言が記載されており、梶田隆章会長は「第三者委の権限や拘束力によっては選考の独立性を損なう恐れがある」との懸念を表明した。

梶田氏は冒頭で「会議の推薦にもかかわらず任命されなかった 6 人を、一刻も早く会員として迎えることは大切な課題だ」と強調。政府方針には選考プロセスの大幅な見直しが含まれ「適正な会員任命を求める際の前提が覆されようとしている」と批判した。

・全国初の女子大工学部！「男社会」に悩む工学女子たちの救世主となるか？　奈良女・工学部「１期生」の思い

＜共同通信　2022 年 12 月 21 日＞　https://nordot.app/976338250970644480?c=39546741839462401

２０２２年春、女子大として全国初の工学部が国立奈良女子大（奈良市）に開設された。工学部で学ぶ女性は全国的に極端に少なく、少数派であることに耐えてきた女子学生らに伸び伸びとした学びの場を与えたいという大学側の強い思いがある。１期生からは「共学の工学部には居場所がないと思った」「(奈良女がなければ）工学部を諦めていた」との声が上がる。奈良女は、「男社会」とされる工学の世界を志す女子たちの救世主となるのか。

・24 年大卒、採用増 15.5%　リクルート研の企業調査

＜共同通信　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.47news.jp/news/8720311.html

リクルートワークス研究所（東京）は 21 日、2024 年卒の大学生らの採用数が「増える」と答えた企業が 15.5%を占めたとの調査結果を発表した。「減る」は 3.6%だった。23 年卒に対する調査では採用増が 10.9%、採用減が 3.9%。採用意欲が高まっており、コロナ禍の影響からの回復傾向が鮮明になった。

リクルートワークス研究所の茂木洋之研究員は「人手不足の状況がある中で景況感が改善したことが要因」と分析した。

24 年卒採用に関しては、全業種で採用意欲が高い。業績好調な情報通信業は 21.7%が採用増。コロナ禍の影響が大きかった飲食店・宿泊業が 20.1%で続いた。

****

[付録]

◇「除雪機の死亡事故」7割が誤使用・不注意　　*上記［1］関係*

～"安全機能ONとエンジンOFF" が生死の分かれ目～

＜経済産業省　2022年12月22日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221222002/20221222002.html

＜消費者庁　2022 年 12 月 22 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_066/index.html
毎年冬になると除雪機による事故が発生しています。
今年の冬は日本海側を中心に降雪量が平均並みか多いと予想されており、除雪機を使用する機会が増えるため、よりいっそうの注意が必要です。
除雪機は、安全機能を無効化しない、状況に応じてエンジンを切るなど、取扱上の注意を守って使用しましょう。

1. 概要

2012年度から2021年度※1の10年間にNITE（（独）製品評価技術基盤機構）に通知された製品事故情報※2では、除雪機によりけがを負った事故は36件あり、死亡事故は25件でした。また、死亡事故のうち18件（約7割）で、安全機能を無効化する誤った使用方法や、足を滑らせて転倒するなど、使用者による誤使用や不注意による事故が発生しています。
※1 2012年4月1日から2022年3月31日の事故を対象とします。
※2 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含みます。

除雪機の気を付けるポイント

・デッドマンクラッチ機構などの安全機能を無効化しない。
・後進する際には、転倒したり、挟まれたりしないよう、周囲の状況に十分注意する。
・周囲に人がいない状況で作業する。
・その場を離れるときは、エンジンを切る。
・雪詰まりを取り除く際は、エンジン及び回転部の停止を確認し、雪かき棒を使用する。
・除雪機は始動／停止も含め風通しの良い屋外で使用する。

2. 除雪機の構造と各部名称　　―省略―

3. 事故発生状況

グラフ2に「年度ごとの事故発生件数」を示します。除雪機の事故は毎年発生しています。全国的に降雪量が少なかった2019年度の事故は1件、各地で大雪となった2020年度は12件、降雪量が平年並みか多い地域があった2021年度は3件と、降雪量が増えて使用機会が増えると事故件数も増加する傾向がみられます。また、2021年度は3件とも死亡事故となっており、重篤な被害につながった事故の発生が続いています。
表1にけがを負った事故36件について、「事故事象別の事故発生件数」を示します。

表1：事故事象別の事故発生件数

	死亡	重傷	軽傷	総計
除雪機の下敷きになった	16			16
オーガに巻き込まれた	6	1		7
後ろの壁と除雪機の間に挟まれた	3		1	4
詰まった雪を取り除こうとした		8		8
整備時に回転部で手を挟み込んだ		1		1
総計	25	10	1	36

けがを負った事故36件のうち、安全機能を無効化したり、使用していなかった事故は15件ありました。
表2にけがを負った事故36件の原因区分別の事故発生件数を示します。調査中を除くと、約9割が使用者の誤使用や不注意による事故となっています。

表2：原因区分別の事故発生件数（（）内はうち死亡事故件数）

原因区分	事故発生件数
誤使用や不注意による事故	29（18）

原因区分	事故発生件数
原因が特定できない事故	3（3）
調査中	4（4）
総計	36（25）

4. 除雪機による事故事例

除雪機の下敷きになった事故

事故発生年月　2021年1月（広島県、80歳代・男性、死亡）

【事故の内容】

使用中の除雪機の下敷きになり、病院に搬送後、死亡が確認された。

【事故の原因】

使用者がデッドマンクラッチ機構を無効化しており、その状態で除雪機を後進中に転倒したため、除雪機が使用者に乗り上げて下敷きとなったものと考えられる。

エンジンを掛けたまま置かれていた除雪機に巻き込まれた事故

事故発生年月　2021年1月（新潟県、9歳・男児、死亡）

【事故の内容】

除雪機を使用中、こどもが回転部（オーガ）に巻き込まれ、病院に搬送後、死亡が確認された。

【事故の原因】

除雪作業の途中、使用者が除雪機のエンジンを切らずにオーガが回転したままその場を離れたため、周囲で遊んでいたこどもがオーガに接触したものと考えられる。

オーガに巻き込まれた事故

事故発生年月　2021年2月（山形県、70歳代・男性、死亡）

【事故の内容】

除雪機のオーガに巻き込まれた状態で発見され、病院に搬送後、死亡した。

【事故の原因】

除雪機のエンジンを掛けたまま、使用者が緊急停止クリップを装着しない状態で回転しているオーガに近づいたため、誤ってオーガに下半身を巻き込まれたものと考えられる。

除雪機の気を付けるポイント

デッドマンクラッチ機構などの安全機能を無効化しない。

安全機能を無効化することで、使用者が転倒などした際に除雪機が停止せず、除雪機にひかれたり、巻き込まれたりするおそれがあります。デッドマンクラッチ機構のクラッチレバーを固定するなどして無効化したり、緊急停止クリップを装着しない状態で使用したりすることは非常に危険なため、絶対にしないでください。

また、2004年4月以前に発売された古い除雪機には、デッドマンクラッチ機構などの安全機能が装備されていない機種があります。これらの機種についてはよりいっそうの注意をはらって使用する必要があります。緊急停止バー、緊急停止ボタンなどの安全機能がついているものを使用するとより安全です。

除雪機の気を付けるポイント

後進する際には、転倒したり、挟まれたりしないよう、周囲の状況に十分注意する。

雪上での作業のため、足元が非常に滑りやすいです。転倒しないように十分に注意してください。特に、後方へ移動する際は障害物がないかどうか確認してください。障害物があると、転倒して除雪機にひかれたり、巻き込まれたりするおそれがあります。

周囲に人がいない状況で作業する。

除雪作業をする場所の安全を確保し、周囲に人がいないことを確認してください。特にこどもを近づけないよう、気をつけてください。雪を飛ばす先にも人がいないことを必ず確認してください。

その場を離れるときは、エンジンを切る。

除雪機のエンジンを掛けたままその場を離れると、こどものいたずらなど、思わぬ事故につながるおそれがあります。一時的にその場を離れるときでも、必ずエンジンを切ってください。

詰まった雪を取り除こうとしてけがを負った事故

事故発生年月　2021年1月（北海道、20歳代・男性、重傷）

【事故の内容】

除雪機のブロワ（排雪口）に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手指を負傷した。

【事故の原因】

使用者が除雪機のブロワに詰まった雪をブロワ内部の回転部が停止しないうちに、付属の雪かき棒を使用せずに直接手で除去したため、回転部に触れ、事故に至ったものと考えられる。

除雪機の気を付けるポイント

雪詰まりを取り除く際は、エンジン及び回転部の停止を確認し、雪かき棒を使用する。

エンジンを掛けたまま、シュータ部やオーガに手を近づけないようにしましょう。エンジンを掛けたまま雪を取り除く作業を行うと、手を負傷するおそれがあります。雪が詰まった場合は、直接手で行わず、必ず備え付けの雪かき棒を使用して取り除いてください。

排気によって一酸化炭素中毒になった事故

消費者安全法に基づき消費者庁に通知された事故の中には、一酸化炭素中毒による事故が3件あり、うち2件は死亡事故でした。

事故発生年月　2021年11月（北海道、70歳代・女性、死亡）

【事故の内容】

使用者が物置で、作動中の除雪機（歩行型）に寄りかかったまま、心肺停止状態で発見され、搬送先の病院で一酸化炭素中毒による死亡と確認された。

除雪機の気を付けるポイント

除雪機は始動／停止も含め風通しの良い屋外で使用する。

作動中の除雪機の排気には一酸化炭素が多く含まれています。一酸化炭素は無色・無臭で、発生に気が付きにくく、また非常に毒性の強い気体です。閉め切った屋内で除雪機のようにエンジンを稼働させる製品を使用すると、短時間で一酸化炭素の濃度が高くなり非常に危険です。除雪機は始動／停止も含め風通しの良い屋外で使用してください。

エンジンを切った状態で、手で押して移動できない大型の除雪機等の場合は、窓などの開口部を開放して十分な換気が取れていることを確認してから、

・屋内で始動し速やかに屋外に出る

・屋内にしまったら速やかにエンジンを切る

などしてください。

参考

除雪機の事故に対する注意喚起については、本日、経済産業省のほか消費者庁及び製品評価技術基盤機構（NITE）からも注意喚起を行っています。

・消費者庁「除雪機の死亡事故」7割が誤使用・不注意～“安全機能ONとエンジンOFF”が生死の分かれ目～（令和4年12月22日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_066/

・製品評価技術基盤機構（NITE）「除雪機の死亡事故」7割が誤使用・不注意～“安全機能ONとエンジンOFF”が生死の分かれ目～（令和4年12月22日）

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2022fy/prs221222.html

・除雪機安全協議会「歩行型除雪機の安全啓発チラシ」

http://www.jfmma.or.jp/data/jyoankyo-leaflet-2022.pdf

◇全て公立校、学習費は 574 万円　幼小中高、18 年度比 33 万円増

＜共同通信　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.47news.jp/news/8721143.html

幼稚園から高校まで全て公立校に通った場合、授業料や学習塾代などを合わせた「学習費」の総額は 574 万円に上ることが 21 日、21 年度の文部科学省の試算で分かった。前回 18 年度より 33 万円増えた。全て私立に通う場合も 8 万円増の 1838 万円となり、公立の 3.2 倍だった。

塾や通信教育での伸びが目立ち、文科省は「新型コロナ感染拡大で学校の授業が制限された分を補うため、支出を増やした家庭があった」と分析。低所得層の子が不利にならないよう、教員による放課後指導などの支援に取り組むとした。

公立小中高の学習費は前回より計 51 万円増えた一方、公立幼稚園は 18 万円減った。

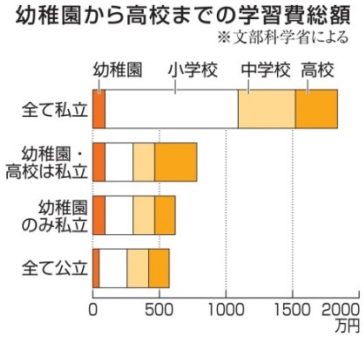

◇<u>儲け話に関する注意喚起</u>

＜消費者庁　2022 年 12 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031602/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms101_221222_1.pdf

消費者庁では年齢を問わず、投資や副業といった儲け話をきっかけにした消費者被害が依然として続いていることから、年末年始の帰省シーズンに向けて、国民生活センターと連名で、消費者庁から注意を喚起しています。

詳細

消費者庁では年齢を問わず、投資や副業といった儲け話をきっかけにした消費者被害が依然として続いていることから、年末年始の帰省シーズンに向けて、国民生活センターと連名で、消費者庁から注意を喚起しています。

家族などが集まる機会に、話題として取り上げてくださいますよう、お願いします。

また、過去に消費者被害を生じさせた悪質商法と類似の手口に関し、引き続き情報提供をお願いしています。

下記の取引について最近、見聞きした方がいらっしゃいましたら、以下の関連リンクから御協力をお願いします。

【取引の内容】

スマートフォン用のアプリケーションを販売するとともに、当該アプリケーションを第三者(大企業、外国政府の場合もあります。)に利用させることにより得られた収益から、当該アプリケーションの購入代金相当額を上回る賃借料(現金に限らず、暗号資産の場合もあります。)を、契約者に支払うと称する取引

◇<u>通販サイト、カード会社、宅配便事業者などをかたる偽 SMS・メールに警戒を！</u>

<u>ー身近な事業者からの不安なメッセージ、じつは危険な“フィッシング”かもー</u>

＜国民生活センター　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221221_2.html

通販サイト、クレジットカード会社、宅配便事業者などの実在する組織をかたるメールや SMS（ショートメッセージサービス）を送信し、パスワードや ID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取するフィッシングに関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。・・・・・・・・・・

◇<u>「愛してるから投資して」っておかしくない！？</u>

<u>ーマッチングアプリ等で知り合った人に騙されないためのチェックリストー</u>

＜国民生活センター　2022 年 12 月 21 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221221_1.html

「婚活実態調査 2022」（注 1）によれば、2021 年の婚姻者のうち、婚活サービス（結婚相談所、ネット系婚活サービス、婚活パーティー・イベント）を通じて結婚した人は 15.1％であり、そのうち約 6 割の人がマッチングアプリ等のネット系婚活サービスを利用しているという結果になっています。マッチングアプリ等は真剣な出会

いの場として存在感を高めています。

一方で、中には悪意をもった利用者が紛れ込んでいます。消費生活センターにはマッチングアプリ等で知り合った人から暗号資産やFX等の投資を勧められ、送金したところ、相手と連絡が取れなくなるといった相談が多く寄せられており、こうした場合、お金を取り戻すのは極めて困難です。そこで、寄せられている相談内容から、手口を分析し、チェックリストを作成しました。やり取りしている相手がリストの内容に該当する場合は詐欺的な投資トラブルに繋がる恐れがあります（注2)。マッチングアプリ等を利用する方は、ぜひご活用ください。

・・・・・・・・・・

◇フレームの材質が表示と異なっていたキャンプ用テント

ー当該品をお持ちの方は販売元にお問い合わせくださいー

＜国民生活センター　2022年12月21日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221221_5.html

「テントを初めて使用した後に、たたもうとしたところ、風によりテントが傾き、フレームの接続部が複数カ所破損した。破損した原因を調べてほしい。」というテスト依頼が2022年6月に寄せられました。フレームの材質を調査した結果、表示されていたA7075（超々ジュラルミン）よりも強度が劣るA6061（アルミニウム）であることが分かりました。

また、販売元による調査により、同様に表示よりも強度が劣る材質で製造された商品が当該品以外にもあることが分かりました。当該品「プレミアムPANELグレートドゥーブルXL-B」及び、該当する商品をお持ちの方は、販売元である株式会社　ロゴスコーポレーションまでお問い合わせください。・・・・・・・・・・

********** 以上 **********